老朽原発うごかすな！ニュース
第８０号
発行・老朽原発うごかすな！実行委員会
［連絡先］
090-1965-7102

美浜３号機運転停止仮処分申し立て
第５回審尋に参加して

７月４日、美浜原発３号機運転禁止仮処分の第５回審尋が大阪地裁で行われました。

審尋後、報告会（記者会見含む）が持たれ、各弁護士からの報告、並びに申立人の感想が述べられました。また、関電の原発マネー不正還流を告発する会の末田さんから、新たな告発募集についての依頼がありました。報告会には今までで一番多い５０人を超える人が集まり、仮処分勝訴に向かって力を合わせました。

私は、長らく反原発、脱原発に関わってきましたが、原発を止めることは難しく、増設、事故後などの再稼働など何度も押し切られてきました。

そんな中、敦賀３、４号機増設の時「これ以上の原発はいらない」のスローガンのもと、県民の４分の１以上を集める県民署名運動が起こされ、県全体を巻き込む大きな運動となりました。老朽原発はもう一度県民全体で取り組める機会と思い、美浜３号仮処分の申立人になりました。

美浜３号は、関電の原発１１基の中で最も危険な原発です。その証は１１基の中で基準地震動が一番大きく９９３ガルであることよりわかります。何故か？極近傍に活断層があり（１kmと３km）、直下（４km）にも走っているからです。美浜原発の避難計画では、美浜町民の避難先がおおい町（原発立地町）となっていて、避難先が美浜町より人口の少ない原発立地町という異常さです。また、南に琵琶湖があり、琵琶湖の水を飲料水とする関西の人たちにも大きな影響があります。６月１７日、最高裁は原発避難者訴訟で「国に賠償責任はない」との統一見解を出しました。国が進めて起きた原発事故で被害者住民に賠償責任を取らないという無責任な姿勢に、国策に協力してきた地元住民は怒るべきです。

昨年実施した美浜町民へのアンケートでは、「不安を抱え、知らないことが多い中で、使用済燃料など子や孫のために何とかしたい」と思われている町民の姿が浮かび上がりました。

老朽原発美浜３号機を仮処分で止めて、私たちの手で安全を守り、これからのことを共に考えたいと思います。

裁判所へ入廷行進（松尾和子さんのFBより転載）

裁判所は、住民の安全のため
一日も早く差し止め決定を！

運転開始から４０年を超える関西電力の老朽美浜３号機で、私たちが運転差し止めの仮処分を求めている裁判の第５回審尋（審理）で、関電が今年６月、テロ対策施設の完成が早まったとして８月１２日に送電を再開すると発表したことに対して井戸謙一弁護団長は、関電側の代理人は、前回の審尋のときには分かっていたはずであり、背信的だと批判しました。そして裁判所に、「送電再開の前日前の１１日までに決定を出してほしい。無理だとしても可能な限り早めてほしい」と要望しました。関電側は７月末に最後の主張書面を提出すると約束。裁判所は「１１日までには無理だ

申立人　石地　優（若狭町）

が、できる限り早く決定を出す」と回答したことから、８月末か９月初めに決定が出される見通しで、決定が出される一週間前に裁判所から連絡があるといいます。

審理で住民側は、６月８日に、原子力規制委員会が基準地震ガイドを改訂し、これによって、経験式に対するバラツキの考慮を求めていたのに、求める必要がなくなったことは、非常に不合理であると指摘。改訂前の基準地震ガイドは、不確かさを考慮すれば良いのであって、それに、さらにバラツキを考慮する必要はないという意味のことを書いていたが、今回の改訂は、バラツキの考慮という条文を完全に無くしてしまいました。新しいガイドでは、通常、経験式をもちいる場合、通常よく使われている経験式でない場合は、慎重に検討するように書かれています。逆に言えば、通常よく使われている経験式では、特に考慮を求める必要は無いことになります。通常使われている経験式とは、原発の基準地震動を作成するための使われている松田式とか入倉・三宅式で、結果、この間私たちが、過小評価としてきた経験式を使っている限りでは、特段の考慮をする必要がないと明記したことになります。これは、バラツキ条項で関電が窮地に陥ったら、バラツキ条項を無くすかたちで関電に助け船を出したもので、到底許されるものではありません。

裁判所前に集まられたみなさん

次に住民側が特に重視する美浜３号の基準地震動策定の問題で、敷地近傍の活断層を特別に考慮していないことを指摘した書面を提出しました。これは、設置許可基準の解釈では、敷地近傍に活断層がある場合は特別な考慮をしなければならいと記載があります。美浜原発は東側１キロに白木－丹生断層があり、西側３キロにC断層（海底断層）があります。しかもC断層は東側に傾いているので、美浜３号の直下４キロに活断層があります。したがって私たちは、設置許可基準の解釈が求めている特別な考慮をするべき、と指摘しています。これに対し関電は、特別な考慮が必要なのは原発の敷地内に活断層がある場合か、原子炉建屋から２５０メートルの範囲内にある場合に限られると反論。美浜は１キロとか３キロとか離れているから特別な考慮をする必要はないといっています。

井戸弁護団長によると、規制委は、極近傍の解釈について、一度も具体的な数値は示してきませんでした。ところが今回、関電の主張立証によると、今年の５月、規制委の技術情報検討会において、原子力規制庁の役人が、「震源が敷地に極めて近い」とは「１キロメートル」だと説明しました。よって、活断層は、原子炉から１キロメートル以上離れていれば問題なしとなります。しかし反面、１キロは微妙で、白木－丹生断層と原発の距離は１キロもありません。丹生・白木断層は特別な考慮をすべきだとも解釈できることになります。井戸弁護団長は、電力会社が訴訟で窮地に立たされると、規制委がこれを救うということがまた繰り返されたと指摘し、「けしからん」と批判しました。

最後に、今回の審理で期待することについて井戸弁護団長は、「C断層は原子炉の直下４キロにあり、まさに震源近傍で特別考慮すべき活断層だ。規制庁の役人は、地下にある活断層に言及していないし、関電はまったく考慮していないし、規制委員会も指示していない」と指摘。裁判官は、住民側の書面に反論がありますかと関電に質問しましたが、関電側はないと回答しました。井戸弁護団長は、この問題は今出ている主張立証に基づいて判断されるので大いに期待が持てるのではないか」と述べました。

申立人　山本雅彦
（敦賀市）

大飯原発４号機再稼働に現地で緊急抗議のたたかい

7月15日、関西電力は、故障で遅れていた大飯原発4号機の再稼働を前倒しして強行した。私たちは、30人でしたが、緊急の現地での抗議を闘いました。